告示

埼玉県告示第七百七十五号

さいたま市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大野元裕

調査を行った者の名称	さいたま市
調査を行った期	令和六年度
成果の名称	街区境界調査図六枚 街区境界調査簿一冊
調査を行った地区	針ヶ谷第五地区（針ヶ谷一丁目の一部）
認証年月日	令和八年十一月九日

f641d6ae5102e0bf3f201c89e1f99181